

就学援助を受けている方へ

亀岡市教育委員会

クラブ活動費に関するご案内

就学援助の「クラブ活動費」は、下記内容に該当する物品を購入し、領収書等を添付のうえクラブ活動費物品購入報告書を提出し申請していただいた方に支給しております。申請書類に不備がある場合につきましては、支給できない可能性がございますのでご注意ください。

1 クラブ活動費の概要

○ 支給対象及び支給額

部活動に必要な物品の購入費の1/2の額を支給する。

中学校及び義務教育学校後期課程の在籍3年間で30,000円を上限とする。

2 援助要件

○ 対象となるもの

(1) 部活動において必要となる、生徒全員が個々に用意することとされている物品(送料含む)

【想定例】部活動における購入対象物品

部活動名	品 名
野球部	スパイク、グローブ
サッカー部	スパイク、レガース、ソックス
バスケットボール部	バスケットシューズ、ソックス
陸上部	スパイク、ソックス
ソフトテニス部	テニスシューズ、ラケット
バレーボール部	バレーシューズ、サポーター、ソックス
卓球部	卓球シューズ、ラケット
剣道部	防具、竹刀、面手ぬぐい
美術部	絵具、画材
吹奏楽部	楽譜ファイル、マウスピース、リード

※学校ごとに異なる場合があります。また、記載のないものでも部活動のために必要な物品であれば対象となりますので、ご確認ください。

(2) 学校で一括して購入する物品

【想定例】

ユニフォーム、ウインドブレーカー、ベンチコート等

○ 対象とならないもの

- ・合宿費用 ・交通費 ・登録料等
- ・授業での使用を目的とする物品 ・部費等で購入する共有品
- ・日常で使用する用途が強い物品(眼鏡、お弁当箱等)
- ・準要保護児童生徒本人又は保護者が購入していない物品
- ・物品購入費以外の作業費用等(ガットの張替え作業費等)
- ・クーポン割引等で値引きされた分の差額

○ 購入対象期間

令和 8 年 4 月 1 日以降に購入したもの

※途中認定者については認定日以降に購入したもの(認定日＝申請日)

○ その他

- ・購入したすべての物品等が対象となるわけではありません。
- ・申請合計金額が上限額(30,000 円)を超えた場合は上限額までの支給となります。

3 申請手続

○申請に必要なもの

(1) クラブ活動費物品購入報告書(申請用紙)

(2) 領収書等貼付台紙

(ア) 個々に用意する物品の場合

①購入者氏名②購入品名③購入日④金額⑤店名が分かる領収書

(イ) 学校で一括して購入する物品の場合

学校名、部活動名、生徒氏名、生徒保護者氏名、購入品名、購入日、金額が分かる書類(購入申し込み用紙の写し等)

○申請先 在籍する中学校又は義務教育学校(後期課程)

○申請期間・支給予定月

	学校への申請期間	支給予定時期
1学期	令和 8 年 7 月 1 4 日 (火) ～令和 8 年 7 月 2 1 日 (火)	R 8 . 8 月下旬
2学期	令和 8 年 1 2 月 1 7 日 (木) ～令和 8 年 1 2 月 2 4 日 (木)	R 9 . 2 月上旬
3学期	令和 9 年 3 月 1 7 日 (水) ～令和 9 年 3 月 2 4 日 (水)	R 9 . 4 月下旬

※年度途中の転出のため等で、上記期間外に申請を希望する場合はご相談ください。

※3/25 以降に購入する分で申請をお考えの場合は事前に教育委員会までご連絡ください。

○申請にあたっての注意事項(必ずお読みください)

- (1) 添付する領収書は原本に限ります。また、①購入者氏名(保護者または生徒の姓名)
②購入品名③購入日④金額⑤店名の記載があるか必ず確認してください。
- (2) 領収書のほかに、内訳書(レシート)がある場合は添付してください。また、申請時に提出していただいた領収書や内訳書(レシート)は返却できません。

【お問い合わせ先:亀岡市教育委員会 学校教育課 学事係 (0771)-25-5053】